

## 議案第 3 4 号

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 6 月 1 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

### 提案理由

地方税法の一部改正に伴い、調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、提案するものであります。

## 専決処分の承認について

別紙のとおり専決処分したので報告し，承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成29年 3 月 3 1 日

調布市長 長 友 貴 樹

調布市条例第 号

調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

調布市都市計画税賦課徴収条例（昭和31年調布市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「第28項，第32項，第36項，第37項，第42項若しくは第45項」を「第27項，第31項，第35項，第39項若しくは第42項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 次項に規定するものを除き，この条例による改正後の調布市都市計画税賦課徴収条例の規定は，平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し，平成28年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。

3 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については，なお従前の例による。